

令和7年度 測量業務（単価契約）契約事業者募集要領

1 契約の概要

(1) 単価契約名

令和7年度 測量業務（単価契約）

(2) 対象業務

本契約は、1業務の業務請負金額が250万円未満（税込）で速やかに実施する測量業務を対象とするもので、以下に掲げるとおりとする。

- ①境界確定測量に関すること
- ②境界標の復元測量に関すること
- ③境界標の移設及び復旧に関すること
- ④前記の業務委託に附帯する境界標の埋設及び撤去等に関すること

(3) 事業者決定方法

横須賀市で作成した単価表により設計した仮定の業務に対して見積り合わせを行い、最低制限価格以上で最も低い金額で見積書を提出した者と単価契約を締結する（同額の場合は複数者と契約を締結する）。

発注においては実際の設計に用いる単価に請負比率を乗じ、1件ごとの金額を求め、契約を締結した者に発注する。

(4) 参加資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ②入札、契約に関する法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反していないこと。
- ③所在区分が「市内」事業者で入札参加資格（コンサル）のうち「営業種目：測量細目：地上測量」に認定があること、もしくは4月1日までに認定取得予定であること。
- ④横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤「令和6年度 測量業務（単価契約）」又は「令和6年度上下水道局測量業務（単価契約）」の契約締結者のうち、契約期間中に指名を受けた業務について、**2回以上受注を辞退していない**こと。（発注時に前回発注した業務の履行期間中であり、業務が完了していない場合「受注の辞退」には該当しない。）
- ⑥「令和6年度 測量業務（単価契約）」又は「令和6年度上下水道局測量業務（単価契約）」の契約締結者のうち、契約期間中に指名を受け着手した業務について、**完成検査の評定でG評価を通知されていない**こと。（令和7年度の単価契約を締結後に、令和6年度の単価契約で検査した工事の評定でG評価が通知された場合、当該評価を横須賀市

財務部契約課が確認した後は、令和7年度の単価契約の指名を受けることができない。)
⑦協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。
ただし、当該組合員とは同一案件の契約に参加できない。（協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書と最新の組合員名簿の写しをファックスで送信すること。送信しない場合は、見積合わせに参加できない。FAX番号：046-828-3839）

(5) 契約(履行)実績 (参考)

- ・令和5年度における該当業務の履行実績

84件：約 6,682万円

- ・令和6年度における該当業務の履行実績 (令和6年12月末現在)

35件：約 3,136万円

なお、契約(履行)実績は参考値であり、発注高を保証するものではない。

(6) 契約期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

2 参加申請方法

本契約を希望する者は、仕様書等を確認した後、指定した「単価契約参加申請書」に必要事項を記載し、記名押印の上、ファックスにより送信して参加申請すること。

なお、「単価契約参加申請書」及び「仕様書等」は、「令和7年度緊急工事等単価契約の参加者募集(建設部)」からダウンロードすること。

(1) 申請書提出期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月25日(火)17時まで

(2) 提出書類

令和7年度 測量業務(単価契約)参加申請書

(3) 提出先

横須賀市財務部契約課

FAX番号：046-828-3839

3 参加資格の決定

申請書提出期間内に参加申請をした者のうち、本契約の参加資格がない者には、令和7年2月26日(水)17時までに電話又はファックスで連絡する。

なお、令和7年2月26日(水)17時までに連絡がない場合は、本契約の参加資格があるものとする。

4 質問の方法

質問は、原則としてファックスによる質問書の提出で行うこととする(FAX番号:046-828-3839)。
質問期限は、令和7年2月20日(木)17時までとする。

なお、質問書の書式は、「令和7年度緊急工事等単価契約の参加者募集(建設部)」からダウンロードすること。質問書の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

5 見積書の記入及び提出方法

(1) 記入方法

業務概算表を参考に算出した見積金額(税抜)を、指定した見積書に記載すること。

(1封筒に見積書1通のみ、内訳は不要。責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。)

(2) 提出方法

一般書留、簡易書留のいずれかにより郵送すること。

(見積合わせ用封筒の書式で作成した封筒を必ず使用すること。)

(3) 提出先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所契約課行

(4) 提出期限

令和7年3月4日(火)必着

*期日までに見積書が到着しない場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 見積合わせの実施

(1) 見積合わせ開催日時

令和7年3月14日(金)

(2) 場所

横須賀市役所財務部契約課 入札室

(3) 事業者の負担軽減・効率化の観点から、立ち合いは不要とする。

(4) 見積合わせにより予定価格以下の金額のうち、最低制限価格と同額、又は最低制限価格を上回り最も低い金額を提示した事業者と契約を行う。

見積額から請負比率を算出し、本工事の請負比率とする。

- (5) 請負比率の算出方法は、次のとおりとする。
最低見積金額 ÷ 予定価格 × 100 = 請負比率(%) … 小数点以下四捨五入
- (6) 最低制限価格を下回った事業者及び予定価格を超過した事業者は、本契約の意思がないものとし、随意契約の対象外とする。
- (7) 見積合わせ結果及び決定した請負比率は、令和7年3月14日（金）16時ごろに「横須賀市ホームページ」（総合案内>市政情報>契約・検査>令和7年度緊急工事等単価契約）で公開する。
なお、令和7年3月21日（金）までに契約書の提出がない場合は、辞退があったものとして扱う。
- (8) 発注においては実際の設計に用いる単価に請負率を乗じ、1件ごとの金額を求め、契約を締結した者に発注する。

7 最低制限価格

- (1) 見積合わせに使用する予定価格は業務概算表の 1,395,000円（税抜）とする。
- (2) 最低制限価格率は97%（請負比率）とし、最低制限価格は 1,353,150円（税抜）とする。
(最低制限価格 = 予定価格 × 97.0%)

8 契約書類の受領及び契約書の提出

令和7年3月17日（月）から令和7年3月21日（金）まで（12時から13時及び土曜・日曜・祝日を除く。）、横須賀市財務部契約課（横須賀市役所本館1号館5階）にて契約書類を配付する。

なお、契約書は直接持参し提出することとするが、希望により郵送による配布・提出も受けける。

- (1) 契約書提出期間
令和7年3月17日（月）9時から令和7年3月21日（金）17時まで
*12時から13時及び土曜・日曜・祝日を除く
- (2) 提出場所
横須賀市財務部契約課（横須賀市役所本館1号館5階）

9 特記事項

- (1) 契約に至るまでの過程において、事故が起きたときや不正な行為が認められるなど、公正性に疑義が生じた場合は、契約を中止し、又は延期する場合がある。
- (2) 本契約の締結予定者が、契約締結までに参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- (3) 横須賀市議会において令和7年度横須賀市一般会計予算案が否決された場合は、契約を締結しない。